

遊ぶ権利に「家庭内プライバシー権」だつて！

特集

子どももその権利条例で

日本は滅びる

2.26 教育再生民間タウンミーティングin広島

是正指導から十年 今こそ、教育現場に「道徳」を！
 広島の子供が危ない！「子どもの権利条例制定」反対！
 八木弘介氏
 八木秀次氏

日本教育再生協議会代表
 日本教育再生協議会理事
 広島県教育委員会
 他、広島県教育関係者

平成21年2月28日(土) 13:30~16:00
 広島平和記念資料館 東館 地下1F
 メモリアルホール
 999円(チケットあり)



「子どもの権利条例」
 タマ 絶対！
 こんな条例ができたら

● 子供の自己決定権
 ● 子供の権利が保護される

● 子供の権利が保護される
 ● 子供の権利が保護される

三広島市

「子どもの権利に関する条例」について

現在、広島市では、子どもたち一人ひとりの権利を保障し、「子どもの権利に関する条例（仮称）」の制定に取り組んでいます。子どもたちが心身の健康を育むために、市民委員や学識経験者などからなる「広島市子どもの権利に関する条例検討委員会」が、現在検討しています。

この条例の基本となる「児童（子ども）」の権利に関する「広島市子どもの権利に関する条例」は、平成元年（1994年）に制定された。日本がこの条例に批准したのは、平成6年（1994年）で、世界の中の子どもの権利を保護し援助することを目的としています。

この「児童（子ども）」の権利に関する条例について、広島市教育委員会が中学生、高校生用の学習教材として作成したパンフレット及び事務用のホームページが、おまけとして付きます。

とこまで子供を日やかすのか

「子どももその権利条例で日本は滅びる」とあり、2人のパネリストが紹介されている。「ヤンキー先生」として知られる参議院議員の義家弘介氏と高崎経済大学の八木秀次教授だ。

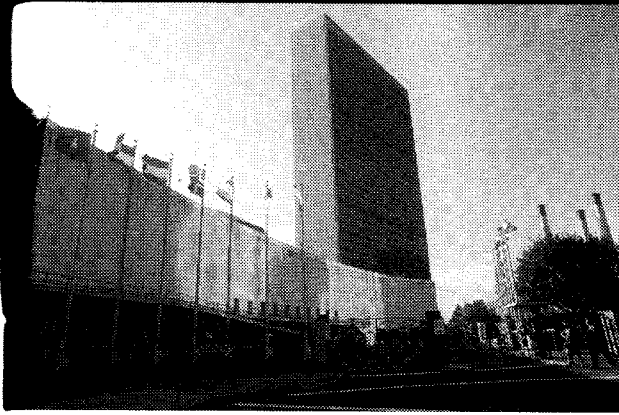
「定員は300名だったのですが、立ち見の人も出るほどの盛況でした。あの日は、ちょうど10年前に自殺した広島県立世羅高校校長

の命日。あれ以降、教育改革が進められ、ようやく学校が正常化してきたのに、それに水を差すように秋葉忠利市長が進め始めたのが『子どもの権利条例』。広島教育を10年以上前に逆行りさせる危険を孕むこの条例の本当の狙いとは何か、というのがシンポジウムのテーマでした」（参加者の1人）

実は、この「子どもの権利条例」と同様の条例は全国約50の自治体ですすでに制定されている。きっかけは平成6年、国連が定めた「児童の権利条約」を日本が批准したことである。以降、兵庫県川西市や神奈川県横浜市を皮切りに「子ども条例」は燎原の火のごとく広

目下、空恐ろしい条例の制定が全国の自治体で進んでいることをご存知か。その名も「子どもの権利条例」。「遊ぶ権利」に「意見表明権」、挙句は「家庭内プライバシー権」まで。子供がそんなものを教育現場や家庭で振りかざしたら……。間違いなく、日本は滅びます。

きっかけは国連の条約だったが……



まり、ここへきて広島市でも制定の準備作業が始まったというわけだ。

「この条例を制定するという話が広島市で進んでいることを耳にしたのは、去年のことでした」

そう語るのは、今回のシンポジウムの後援団体でもある「広島市おやじの会連絡会」の橋本英樹会長(49)である。

「おやじの会」というのは、子供のために父親が何ができるかを皆で考えて活動する会です。条例のことを耳にした時には、「え、何

それ」って感じでしたが、それよりも驚いたのは、子供の保護者である我々を無視して子供の権利とやらが条例にされようとしているということでした」

広島市がHP上で公表している条例の「骨子」のへ子どもの権利の内容」という項には次のような文言が並んでいる。

1 豊かに育つ権利
2 学び、遊び、休息すること

1 自分らしく生きる権利
2 個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること。

2 自分の考えを持ち、表現すること。

3 プライバシーが守られること。

1 参加する権利
2 意見を表明する機会が与えられること。

この骨子には、へ学校等の関係者の責務、へ地域の住民の責務、へ保護者の責務」といった項も設けられている。つまり、学校だけに限らず、地域や家庭でも「子どもの権利」を保障せ

よ、という内容なのだ。さらに、へ子どもの権利の保障状況について、調査し、又は研究するための機関の設置」との文言も。すなわち、権利侵害が起こった際には、第三者機関が立ち入り調査するなどしてそれを是正する、ということのようなのだ。

橋本会長が慨嘆する。「子供が、家庭内プライバシー権」なんてものを主張するようになったら、子供部屋にはみんな鍵をかける必要いけなくなります。そんなことになったら、今問題になっているニートやら引きこもりやらを助長してしまっただけなのではないでしょうか。この骨子を見て、不安がっている保護者も沢山いますよ」

「子供を墮落させる」

昨年以降、広島市は各所でこの条例の住民説明会を開いているが、参加したある父兄によると、

「市の担当者がプロジェクトなんかを使って説明するのですが、条例がどういうものかという話ではなく、大半は広島市で子供たちのイジメがどれだけ酷いかということを延々と解説するのです。質疑応答では、学校現場にはどんな影響が出るのか」といった不安の声が次々と上がっていました。私が、子供同士の権利がぶ

つかる事態になったらどうするのか」と質問したら、市の担当者は、「最後は司法の場で解決するしかない」と言う。子供のケンカをいぢいち裁判所へ持っていかせようか、と呆れてしまいました」

シンポジウムでパネリストを務めた八木教授は、「広島市の秋葉市長は旧社会党の流れを汲む方です。条例の制定に政治生命をかけているようですね。ちょうど2月には日教組の全国大会が広島で行われており、

そこで市長は条例採択を報告しなかったのかもしれませんが、反対の声が大きくなって実現できずに焦っている、とも聞いています」

として、こう語る。「条例の骨子にあるような権利を認めたら、子供を墮落させてしまっ。表現する権利」を認めれば、服装や頭髪も表現行為の1つとして捉えられかねない。私が最も懸念しているのは、国旗・国歌の問題。意見表明権」を認めれば、大人たちが子供の口を使って国旗・国歌反対という意思を表明させることが可能になってしまいます」

では、すでに「子ども条例」を制定した自治体の教育現場では何が起きているのか。

5年前に条例を採択した高知県のある自民党県議は、「権利というのは義務がセット。一緒に果たさなくてはいけない義務や責任を全く負えないのに、野放図に権利だけを子供に与えるのはおかしい。そんな考えで、条例に反対したのですが、

川崎市の教育関係者が声を潜める。
「市内のある学校では、授業中に立ち歩いたりおしゃべりしていた生徒を教師が注意したことが『権利侵害』にあたる、とされて教師だけではなく校長までもが謝罪する事態になったことがあったそうです」

まさに権利の履き違え。
「ありのままの自分である権利」とやらを盾に生徒が

の考えや信仰をもつことや「秘密が侵されないこと」が保障されている。広島市と同じく「遊ぶ権利」は当然のように保障され、参加する権利として「仲間をつくり、仲間と集うこと」、さらには「個別の必要に応じて支援を受ける権利」として「国籍、民族、性別、言語、宗教、出身、財産、障害その他の置かれていた状況を原因又は理由とした差別及び不利益を受けないこと」まで謳っている。

自主規制する教師

皆立ち歩いたりおしゃべりに興じたのでは授業など成り立つまい。

「川崎市の学校には、条例に怯えて自主規制する教師が少なくない。例えば、生徒に『よく出来ました』とか、『もう少し頑張つて』という声をかけてはいけない。評価の低い子供に対する権利侵害に繋がるからです。掃除当番をサポートも注意してはいけない』と決め

採択されてしまい、本当に恥ずかしい限りです。しかし、『休む・遊ぶ権利』の部分削除させたりして条例を修正した効果か、今のところ教育現場で問題が起こっているとは聞いていません」

「川崎市では条例制定後、民間団体が先生や生徒を相手に『講習会』を開いているのです。『講習会』では、権利条例の素晴らしさを説いたり、子供に対しては『権利条例があるから、親にお小遣い帳を見せなくても済むんだね』といったことをビデオ教材を使って刷り込んでいます」

どうやら、『子ども条例』制定を推進・定着させようとする勢力があるようだが、『家族の絆を守る会』事務局長の岡本明子氏によれば、『旗振り役は国連のNGO

資格を持つ『反差別国際運動』です。そこに日弁連やアムネスティ、朝鮮総連といった組織が関わり、『子どもの権利』を広く普及しようとしている。もちろん、そこには日教組も深く関与しています」

明星大学の高橋史朗教授が語る。
「そもそも、国連の『児童の権利条約』は、子供が蔑ろにされている国のためのものです。しかし、それが日本では誤った子供中心主義を拡大するためのものになつてしまっている。叱り、罰し、課題を突きつけることは教育であり、決して権利侵害ではない。この条例の怖いところは、そこをすり替えているところだ。先の八木教授も警鐘を鳴らす。
「条例が制定されれば、広島は10年前に逆戻りするどころか、もっとひどくなる恐れもあります。特定のイデオロギー色の強い人たちが子供をダシにして、自分たちの意見を押し通そうとする。このような事態に早めに対処しなければ、日本が滅びる危惧だってあると思います」

「川崎市では条例制定後、民間団体が先生や生徒を相手に『講習会』を開いているのです。『講習会』では、権利条例の素晴らしさを説いたり、子供に対しては『権利条例があるから、親にお小遣い帳を見せなくても済むんだね』といったことをビデオ教材を使って刷り込んでいます」

うまさがちがう

酒都西条の名酒

品質第一

清酒 白牡丹

延宝三年創業・三百年の伝統

ハクボタン

総発売元 白牡丹株式会社 東広島市西条栄町2-9

醸造元 白牡丹酒造株式会社 東広島市西条本町15-5 (飲酒は20歳を過ぎてから)

